

令和6年7月25日
 総合支所
 高齢福祉部

高齢者虐待に関する区の実施状況について

1 主旨

区は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」に基づいて、高齢者の権利擁護及び尊厳を保持するため、高齢者への虐待の防止、被害者の早期発見、被害者及び家族への支援等について、関係機関等と連携し対応しており、その実施状況について報告する。

2 虐待に関する相談・通報があった場合の流れ

[第1段階] 発見・相談・通報

- ・本人、家族もしくは介護事業者、近隣住民、医療機関等からの相談や通報
- ・相談・通報窓口は、各総合支所保健福祉センター保健福祉課及びあんしんすこやかセンター



[第2段階] 状況確認

- ・虐待事実の確認、本人意思の確認、緊急性の確認等
- ・相談、通報を受けた部署において、適宜関係機関と連携しながら状況を確認



[第3段階] 虐待対応ケア会議の開催

- ・区の担当部署、関係機関等必要に応じたメンバーの会議体
- ・緊急性の判断、対応方針の決定、調査する場合の役割分担の確認等



[第4段階]

- [高齢者施設等における場合] 現地調査・虐待判定
 - ・現地調査（介護記録確認、本人・職員への聞き取り、施設内チェック等）
 - ・調査結果等を踏まえ、虐待対応ケア会議において虐待かどうか判定。
- [家族介護者等による場合] 対応・支援
 - ・見守り・支援（地域・関係機関による見守り、必要な福祉サービスの提供）
 - ・介入（保健・介護指導、法外での訪問介護の実施、老人福祉法に基づく措置）
 - ・緊急対応（警察への通報、医療機関での治療、緊急一時保護や措置入所等）



[第5段階] モニタリング（改善状況の確認）・報告

- ・被虐待者やその周辺環境の状況の把握、状況が改善しているかの確認
- ・高齢者施設等において虐待が認定された場合は、東京都に報告

3 虐待に関する件数

(1) 過去5年間の相談・通報、虐待認定件数

①高齢者施設等における件数

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談・通報件数	9	13	23	39	35
虐待認定件数	1	5	5	8	8

②養護者（家族介護者等）による件数

年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談・通報件数	229	222	219	241	305
虐待認定件数	176	151	130	155	179

(2) 内訳等（過去2年間分）※国からの調査様式に基づく

①高齢者施設等における実績

A 相談・通報対応件数		4年度	5年度
a. 高齢者施設等の種別（件数）		39	35
内 訳	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	11	9
	老人保健施設	2	1
	認知症対応型共同生活介護	5	7
	（住宅型）有料老人ホーム	4	1
	（介護付き）有料老人ホーム	11	8
	小規模多機能型居宅介護等	0	3
	短期入所施設	4	1
	訪問介護等	0	1
	通所介護等	2	3
	居宅介護支援等	0	0
	サービス付き高齢者向け住宅	0	1
b. 相談・通報者（延べ人数）※重複有		41	41
内 訳	介護支援専門員	2	1
	当該施設職員	13	10
	当該施設元職員	2	5
	施設・事業所の管理者	5	8
	医療機関従事者（医師含む）	1	0
	被虐待者本人	0	0
	家族・親族	8	9
	警察	0	0
	その他・匿名・不明	10	8

c. 事実確認・調査の状況（件数）		3 9	3 5
内 訳	虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	8	8
	虐待ではないと判断した事例	1 0	1 0
	虐待の判断に至らなかった事例（調査継続中のため、等）	1 1	1 2
	事実確認・調査を行っていない事例（事実確認調査の可否を検討中、調査予定事例、等）	1 0	5

B 虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例		4 年度	5 年度
a. 虐待の種別・類型（複合有、延べ件数）		9	1 0
内 訳	身体的虐待	5	6
	介護・世話の放棄、放任	2	1
	心理的虐待	1	1
	性的虐待	0	1
	経済的虐待	1	1
b. 被虐待者の性別（延べ人数）		9	1 0
内 訳	男性	1	2
	女性	8	7
	不明（個人の特定が困難）	0	1
c. 虐待を行った高齢者施設等の従事者（人数）		8	8
内 訳	介護職	6	5
	看護職	0	1
	その他・不明（個人の特定が困難）	2	2

②養護者（家族介護者等）による実績

A 相談・通報対応件数		4 年度	5 年度
a. 相談・通報者（延べ人数）※重複有		2 5 3	3 1 6
内 訳	介護支援専門員	7 3	9 4
	介護保険事業所職員	1 4	1 5
	医療機関従事者（医師含む）	1 1	1 4
	近隣住民・知人	1 1	3
	民生委員	3	4
	被虐待者本人	3	6
	家族・親族	7	1 7
	虐待者自身	0	3

	区職員（あんしんすこやかセンター職員含む）	4 6	6 2
	警察	7 8	9 3
	その他（他自治体、家財整理事業者、等）・匿名	7	5
b. 事実確認・調査の状況（件数）		2 4 1	3 0 5
内 訳	虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	1 5 5	1 7 9
	虐待ではないと判断した事例	6 8	1 0 0
	虐待の判断に至らなかった事例（匿名の通報内容を裏付ける事実は確認できなかった、等）	9	1 3
	事実確認・調査を行っていない事例（調査予定事例、事実確認調査の可否を検討中、等）	9	1 3

B 虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例		4 年度	5 年度
a. 虐待の種別・類型（複合有、延べ件数）		2 3 5	2 6 2
内 訳	身体的虐待	8 7	9 9
	介護・世話の放棄、放任	4 5	5 3
	心理的虐待	7 9	8 3
	性的虐待	0	0
	経済的虐待	2 4	2 7
b. 被虐待者の性別（延べ人数）		1 6 0	1 9 1
内 訳	男性	4 0	5 4
	女性	1 2 0	1 3 7
c. 虐待者（被虐待者からの続柄）（重複有）（人数）		1 7 1	2 0 9
内 訳	夫	3 4	3 9
	妻	9	1 3
	息子	6 0	9 2
	娘	4 9	4 8
	息子、娘の配偶者	1	6
	兄弟姉妹	2	6
	孫	5	2
	その他（同居人、姪、内縁の夫、等）	1 1	3

C 虐待対応を行った事例（対応策）		4 年度	5 年度
a. 分離の有無（※虐待者が2名以上のケース含む）		1 6 0	1 9 1
	分離を行った事例	1 7	1 4

内 訳	分離していない事例	1 0 8	1 2 8
	対応検討中	4	1 0
	虐待判断時点で入院、別居等の状態	2 8	3 5
	その他（施設入所、病院に入院、等）	3	4
b. 分離を行った事例の対応の内訳		1 7	1 4
内 訳	契約による介護保険サービスの利用	7	8
	老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	2	2
	緊急一時保護	7	3
	医療機関への一時入院	0	0
	上記以外の住まい・施設等の利用	1	0
	虐待者を高齢者から分離（転居等）	0	1
c. 分離していない事例の対応の内訳（重複有）		1 2 5	1 5 5
内 訳	養護者に対する助言・指導	3 1	4 7
	養護者が介護負担軽減のための事業に参加	4	3
	被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	4	9
	ケアプランの見直し	1 8	3 3
	介護保険サービス以外のサービスを利用	5	6
	その他（居宅支援事業所の変更、養護者への状況確認等）	8	4
	見守りのみ	5 5	5 3
d. 調査対象年度末日での状況		1 6 0	1 9 1
内 訳	対応継続	1 0 1	1 0 8
	終結	5 9	8 3

4 高齢者虐待対策全般の取組み

（１）高齢者虐待対策地域連絡会及び高齢者虐待対策検討担当者会の開催

高齢者虐待対策を推進するため、学識経験者、医師、弁護士、警察、民生委員等で構成される「高齢者虐待対策地域連絡会」を年１回開催、また、区職員、あんしんすこやかセンター職員、社会福祉協議会職員等で構成される「高齢者虐待対策検討担当者会」を年２回開催している。

（２）虐待対応ケア会議

相談・通報事例について、各総合支所保健福祉センター保健福祉課において関係者によるケア会議を開催し対応している。＜なお、養護者（家族介護者等）による困難事例については、東京都福祉保健財団「高齢者権利擁護支援センター」のスーパーバイザーによる助言を得ている。＞

（３）被虐待高齢者一時保護施設の運営 ※養護者（家族介護者等）による虐待ケース 被虐待者の避難施設。【令和５年度受入実績（参考）】：１６人

(4) 事業者等への対応力向上を目指した研修の実施

虐待対応基礎研修や事業者及び保健福祉センター保健福祉課・あんしんすこやかセンター職員向けの研修を、高齢者虐待対策地域連絡会の担当者が企画して、年3回程度実施している。

【令和5年度実績（参考）】

第1回 講義内容： 高齢者虐待かなと感じたら～早期発見から通報・支援者間の連携について～

受講者数：62名

動画視聴回数：280回（集合および動画配信）

第2回 講義内容： 経済的虐待の捉え方を理解し発見する

受講者数：86名（zoomによるライブ研修）

第3回 講義内容： セルフ・ネグレクトへの対応

受講者数：46名

動画視聴回数：92回（zoomによるライブ研修、動画配信）

第4回 講義内容： インテーク力の向上と事実確認の思考プロセス

動画視聴回数：186回（動画配信）

(5) 高齢者虐待対応マニュアル・啓発用配布物の発行

区担当職員用の対応マニュアル、職員・事業者・区民向け啓発用配布物を作成しており、適宜内容の見直しを行っている。